低炭素申請関係 令和3年9月作成					
	手数料の名称	手数料の額			
	低炭素建築物新築等計画 認定申請 (法54条1項) ※低炭素基準適合証の 添付がない場合		ア〜ウまでの部分ごとに規定する手数料の額を		
		<u> </u>	合算した額		
		ア	住宅の住戸部分の戸数 1件につき	00 000=	
			1戸のもの	32,000円	
			2戸以上5戸以内のもの	64,000円	
			6戸以上10戸以内のもの	91,000円	
			11戸以上25戸以内のもの	128,000円	
			26戸以上50戸以内のもの 51戸以上100戸以内のもの	184, 000円 262, 000円	
			101戸以上100戸以内のもの 101戸以上200戸以内のもの	357, 000円	
			201戸以上300戸以内のもの	467, 000円	
			301戸以上のもの	548, 000円	
1		1	住宅の供用部分の床面積の合計 1件に		
			300㎡以内のもの	101,000円	
			300㎡を超え2,000㎡以内のもの	169, 000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	262, 000円	
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	336, 000円	
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	403, 000円	
		<u> </u>	25,000㎡を超えるもの	469, 000円	
		ウ	非住宅部分の床面積の合計 1件につき	604 222	
			300m以内のもの	224, 000円	
			300㎡を超え2,000㎡以内のもの	358,000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	509,000円	
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	623,000円	
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 25,000㎡を超えるもの	737, 000円 841, 000円	
54					
			ア〜ウまでの部分ごとに規定する手数料の額を 合算した額		
		ア			
			1戸のもの	4, 000円	
			2戸以上5戸以内のもの	9,000円	
			6戸以上10戸以内のもの	16,000円	
1			11戸以上25戸以内のもの	27, 000円	
			26戸以上50戸以内のもの	43,000円	
			51戸以上100戸以内のもの	76,000円	
			101戸以上200戸以内のもの	122,000円	
	低炭素建築物新築等計画		201戸以上300戸以内のもの	153,000円	
	認定申請 (法54条1項) ※低炭素基準適合証の 添付が <u>ある</u> 場合	_	301戸以上のもの 休安の世界部公の床西穂の会計 1 世に	163,000円	
		1	住宅の供用部分の床面積の合計 1件にで 300㎡以内のもの	うき 9,000円	
			300m以内のもの 300㎡を超え2,000㎡以内のもの	9,000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	76, 000円	
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円	
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	153,000円	
			25,000㎡を超えるもの	190,000円	
		ゥ	非住宅部分の床面積の合計 1件につき	-,	
			300㎡以内のもの	9,000円	
			300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27, 000円	
			2, 000㎡を超え5, 000㎡以内のもの	76, 000円	
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	120,000円	
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	153,000円	
		-	25,000㎡を超えるもの	190,000円	
55	低炭素建築物新築等計画 変更認定申請 (法55条1項)		増加する住戸の数又は共用部分及び非住家部分の		
			床面積の手数料に、変更する住戸の数又は 共用部分及び非住家部分の床面積の手数料に		
			共用部分及び非任家部分の床面積の手 2分の1を乗じて得た額を加算した		
		1			
56	低灰系建築物新築寺計画認定 及び建築確認申請		低炭素建築物新築等計画認定申請手数		
	(法54条 2 項)		建築確認申請手数料の額を加算した	た額	